

【論文提出者】 社会文化科学研究科 文化学専攻 文化形成論講座 文化政策論分野  
内田 敬介

【論文題目】 両大戦間期の農民運動史研究－熊本県を中心に－

【授与する学位の種類】 博士（文学）

#### 【論文審査の結果の要旨】

「両大戦間期の農民運動史研究——熊本県を中心に——」と題する本論文は、おそらく熊本県の農民運動の通史的な研究としては初めての成果である。これまで、熊本県の農民運動史は、個別の自治体史の中で簡単にふれられる程度であり、小作争議に関する研究もきわめて少ない状況が長いこと続いてきた。その意味で、第一次世界大戦から第二次世界大戦までの戦間期を対象として農民運動史の総合的研究を試みた本論文は、高く評価できる。

内田氏の論文の特徴は、まず、従来、戦間期の農民運動を日本資本主義の発展段階に即して3期に区分するのが通説であったのを、熊本県の実情と農民運動の実態に即して4期に区分して考察を加えた点にある。すなわち、第Ⅰ期（大正中期～昭和恐慌まで）、第Ⅱ期（昭和恐慌～日中戦争まで）、第Ⅲ期（戦時体制期）とする時期区分のうち、1923年を境に第Ⅰ期を二つに分けることを提唱したのである。

第Ⅰ期を二つに分けることを提唱した背景には、熊本県に固有の特徴がある。それは、敗戦まで小作地が一貫して増加し、最終的には60%を超てしまうという寄生地主制の強さであり、地主の利益を守るために結成された肥後米券社や産業組合などの団体の存在である。たとえば、肥後米券社が行った厳しい小作米の検査制度は、一面で小作争議の原因を作ると同時に、一面では報奨制度の導入などにより小作争議を予防する効果を果たしていった。こういった官製団体の活動が、全国的に小作争議が増加していく1923年以降にあって、熊本県の小作争議が減少していく要因になったことを明らかにしたのである。

そして、第Ⅰ期では画図村小作争議、第Ⅱ期では大島村小作争議、第Ⅲ期では不知火村小作争議と、それぞれの時期を代表する小作争議の分析を、困難な資料状況にもかかわらず、聞き取り調査なども加味しながら、現時点で考え得る限りで最高レベルの研究を行ったのが第1部である。それらの小作争議の参加主体や要求内容を分析した結果、中農層から小作貧農層へという主体の変化や、小作料減額から耕作権へという要求内容の変化が見られることを指摘し、それらは全国的な特徴と合致することを明らかにした。また、そういった要求内容変化の背景に、一日平均の賃金に換算して日雇労働などと比較し、小作労働の低廉さ、つまり地主の搾取の激しさを自ら明らかにするような小作農民達の思想的成长があったことも指摘している。

第2部では、小作争議の中ではきわめて特異な、かつ第Ⅰ期から第Ⅲ期まで発生した郡築小作争議の詳細な分析を行った。「特異」とした理由は、郡築村は明治に干拓された村で、地主は郡であり、郡は、「新地百姓三年無徳」という伝統的な慣例を無視し、初年度から6割近い小作料を納付させたからである。

内田氏はすでに 20 年近く郡築小作争議を研究しており、その蓄積をもとに、郡築小作争議ではすでに第Ⅰ期から「部分権」(所有権)要求がみられること、日本農民組合や水平社など広範な社会運動団体との連帯がみられたこと、「いのちの平等」思想を有する杉谷つもら女性が前面に出て活躍したことなどの特徴を指摘した。それらに加え、小作争議が終息したあとで、郡築村民がファシズム体制への協力を余儀なくされていった過程をつぶさに明らかにしたことも独創的な点である。一つの村を対象に、争議勃発以前から争議終息後までの歴史を一貫して分析したことは、本論文の大きな特色として指摘できる。

以上の所見により、本論文は、博士論文として適格であると判断する。

#### 【最終試験の結果の要旨】

審査委員会は、内田敬介氏が、平成 22 年 1 月 15 日におこなわれた口述試験ならびに 1 月 23 日に開催された学位論文公開発表会において、研究成果についての質問に適切な応答を行い、博士の学位にふさわしい学力ならびに知識を備えていることを確認した。

以上と学位論文審査結果により、内田敬介氏に博士（文学）の学位を授与できると判断する。

#### 【審査委員会】

主査 小松 裕  
委員 吉村 豊雄  
委員 三澤 純  
委員 稲葉 繼陽  
委員 安田 宗生